

子ども・子育て支援新制度に関する用語集

	用語	意味
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子ども支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市町村が作成することになる。
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援
6	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
9	特定教育・保育	特定教育・保育施設で受ける教育・保育で以下のとおり ※1号認定：教育標準時間認定（認定こども園において受ける教育・保育又は幼稚園において受ける教育） 2号認定：満3歳以上保育認定（認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育） 3号認定：満3歳未満保育認定（認定こども園又は保育所において受ける保育）
10	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
11	特定地域型保育事業者	市町村長が、地域型保育給付費の対象と確認する地域型保育事業者

	用語	意味
12	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。
13	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。
14	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。
15	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。 ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。
16	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。
17	特別利用保育	1号認定子どもに対して提供される保育（地域型保育を除く）
18	特別利用教育	2号認定子どもに対して提供される教育（特定教育・保育を除く）
19	特別利用地域型保育	1号認定子どもに対して提供される地域型保育事業
20	特定利用地域型保育	2号認定子どもに対して提供される地域型保育事業
21	特定保育所	特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所